

第1号様式（第8条関係）

海老名市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

年 月 日

海老名市長

申請者氏名

次の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

なお、対象講座の指定事務に当たり、申請者に関する情報を海老名市職員が公簿等により必要な限度において確認することに同意します。

① 氏名 (申請者)	フリガナ				生年月日	年 月 日
	個人番号					
② 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ				生年月日	年 月 日
	個人番号					
③ 住所	(〒 -)				電話	-
④ 受講施設の名称						
⑤ 講座の名称						
⑥ 受講科目	1	2	3	4		
	5	6	7	8		
⑦ 試験を免除できる科目						
⑧ 受講期間	年 月 日 ~			年 月 日		
⑨ 所要費用 (予定)	入学金	円	受講料	円	合計額	円
⑩ 過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことが <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない					
⑪ 児童扶養手当の受給の証明	上記申告者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当職員氏名)					
(備考)	受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。					

(注意) 裏面をご確認ください。

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）
- 2 支給額は、次のとおりです。
 - （1）受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の4割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度になります。
 - （2）受講終了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて12万5千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円が限度になります。
 - （3）合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の1割相当額です。受講開始時給付金及び受講終了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は15万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は30万円が限度になります。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後または受講終了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市へその旨を報告してください。
- 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、改めて「海老名市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（第4号様式）」に必要な書類を添えて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 8 「⑪児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の当該事業担当者が児童扶養手当支給担当者に確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

第3号様式（第8条関係）

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

年 月 日

海老名市長 殿

住所

氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			

【添付書類】

- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

・この申立書は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。

・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。

- ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
- ② あなたと生計を一にしている
- ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
- ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

- 1 受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して30日以内です。
- 2 受講開始時給付金の支給申請における所要費用については、受講開始のために支払った入学料、受講料を記入してください。
- 3 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講修了日から起算して30日以内です。
- 4 合格時給付金の申請期間は、合格証書に記載されている日から起算して40日以内です。
- 5 合格時給付金の支給申請における所要経費については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学料、受講料を記入してください。
- 6 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 7 「⑬児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の当該事業担当者が児童扶養手当支給担当者に確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。